

経営情報学会 役員予定者候補者推薦書②

記入にあたって

(候補者氏名)

推薦する候補者の氏名を記入してください。
入力フォームが設定してあるので、入力してから印刷してもかまいません。
推薦する役員種別は手書きでチェックしてください。

私は、以下の事項を確認の上、
経営情報学会 (□会長 (理事) □副会長 (理事) □理事 □監事) 予定者の候補者として推薦します。

- 私は経営情報学会の正会員または名誉会員であり、(正会員の場合)今年度までの会費を納入しています。
- 私は今回の選挙で、役員予定者候補者になっていません。
- 私は今回の選挙で、ほかの役員予定者候補者の推薦人になっていません。

(推薦人代表者 氏名)

推薦書を取りまとめる推薦人代表者の氏名を記入してください。
入力フォームが設定してあるので、入力してから印刷してもかまいません。

この役員予定者候補者推薦書は、
を通じて選挙管理委員会に提出します。

(この枠の中は推薦人自身が記入すること)

所属機関	部署	役職	推薦人署名
			印
(メールアドレス :		連絡先電話番号 :	

提出にあたって、以下の注意事項をご確認ください。

推薦者(この書式の記入者)が、上の三項目を確認の上で、記入・押印してください。

記入上の注意事項

- 該当する役員種別を選択し、推薦人の署名欄は、自署し押印ください。
- 記入漏れのある場合、この役員予定者候補者推薦書は無効になります。
- 本書式に明記した事項は、法人化後の新定款、法人移行時の役員予定者選挙規程に定められているものです。選挙管理委員会
で確認し、事実と反

経営情報学会役員予定者

- 本書式は、推薦人代表者
に提出します。
- 推薦書提出締め切り
にご注意ください。

この書式は、推薦人代表者にお渡しください。推薦人代表者が必要な人数分の推薦書を取りまとめて、選挙管理委員会に提出します。

この書式を単独で選挙管理委員会に提出されても、受理しませんのでご注意ください。

*選挙に関する、事務局、選挙管理委員会との連絡は、推薦人代表者が窓口となります。本書式を事務局、選挙管理委員会に直接提出されても受理しません。

参考 (法人移行時の役員予定者選挙規程：候補者の推薦)

第6条 候補者を推薦するものは、本人の承諾を得て、正会員または名誉会員の推薦人3名の署名をもって、選挙管理委員会に届け出る。

- 正会員または名誉会員が候補者となることできる。
- 候補者は推薦人になることはできない。
- 候補者および推薦人となる正会員は、選挙管理委員会の受理時点において、その年度までの規定の会費を全額納入済みでなければならない。
- 推薦人は複数の候補者を推薦することはできない。

経営情報学会 役員予定者候補者推薦書②

(候補者氏名)

私は、以下の事項を確認の上、_____を
経営情報学会 (□会長 (理事) □副会長 (理事) □理事 □監事) 予定者の候補者として推薦します。

- 私は経営情報学会の正会員または名誉会員であり、(正会員の場合)今年度までの会費を納入しています。
- 私は今回の選挙で、役員予定者候補者になっていません。
- 私は今回の選挙で、ほかの役員予定者候補者の推薦人になっていません。

(推薦人代表者 氏名)

この役員予定者候補者推薦書は、_____を通じて選挙管理委員会に提出します。

(この枠の中は推薦人自身が記入すること)

所属機関	部署	役職	推薦人署名
			印
(メールアドレス :		連絡先電話番号 :	

提出にあたって、以下の注意事項をご確認ください。

記入上の注意事項

- 該当する役員種別を選択し、推薦人の署名欄は、自署し押印ください。
- 記入漏れのある場合、この役員予定者候補者推薦書は無効になります。
- 本書式に明記した事項は、法人化後の新定款、法人移行時の役員予定者選挙規程に定められているものです。選挙管理委員会を確認し、事実に反する記入内容が判明した場合、この役員予定者候補者推薦書は無効になります。

経営情報学会役員予定者候補者推薦書 提出上の注意事項

- 本書式は、推薦人代表者が作成する役員予定者候補者推薦書①と併せて、推薦人代表者が選挙管理委員会に提出します。
- 推薦書提出締め切りに間に合うよう、十分余裕を持って推薦人代表者に提出してください。

*選挙に関する、事務局、選挙管理委員会との連絡は、推薦人代表者が窓口となります。本書式を事務局、選挙管理委員会に直接提出されても受理しません。

参考 (法人移行時の役員予定者選挙規程：候補者の推薦)

第6条 候補者を推薦するものは、本人の承諾を得て、正会員または名誉会員の推薦人3名の署名をもって、選挙管理委員会に届け出る。

- 正会員または名誉会員が候補者となることができる。
- 候補者は推薦人になることはできない。
- 候補者および推薦人となる正会員は、選挙管理委員会の受理時点において、その年度までの規定の会費を全額納入済みでなければならない。
- 推薦人は複数の候補者を推薦することはできない。